（年金に係る契約の範囲）

第百四十五条の九　法第六十九条第四項第十一号（外国税額の控除）に規定する政令で定める契約は、保険業法第二条第六項（定義）に規定する外国保険業者、同条第三項に規定する生命保険会社若しくは同条第四項に規定する損害保険会社の締結する保険契約又はこれに類する共済に係る契約であつて、年金を給付する定めのあるものとする。

（匿名組合契約に準ずる契約の範囲）

第百四十五条の十　法第六十九条第四項第十三号（外国税額の控除）に規定する政令で定める契約は、当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約とする。

（国際運輸業所得）

第百四十五条の十一　法第六十九条第四項第十四号（外国税額の控除）に規定する政令で定める所得は、内国法人が国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行うことにより生ずる所得のうち、船舶による運送の事業にあつては国外において乗船し又は船積みをした旅客又は貨物に係る収入金額を基準とし、航空機による運送の事業にあつてはその国外業務（国外において行う業務をいう。以下この条において同じ。）に係る収入金額又は経費、その国外業務の用に供する固定資産の価額その他その国外業務が当該運送の事業に係る所得の発生に寄与した程度を推測するに足りる要因を基準として判定したその内国法人の国外業務につき生ずべき所得とする。

（相手国等において租税を課することができることとされる所得）

第百四十五条の十二　法第六十九条第四項第十五号（外国税額の控除）に規定する政令で定めるものは、同号に規定する相手国等において外国法人税が課される所得とする。

（国外に源泉がある所得）

第百四十五条の十三　法第六十九条第四項第十六号（外国税額の控除）に規定する政令で定める所得は、次に掲げる所得とする。

一　国外において行う業務又は国外にある資産に関し受ける保険金、補償金又は損害賠償金（これらに類するものを含む。）に係る所得

二　国外にある資産の贈与を受けたことによる所得

三　国外において発見された埋蔵物又は国外において拾得された遺失物に係る所得

四　国外において行う懸賞募集に基づいて懸賞として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得

五　前各号に掲げるもののほか、国外において行う業務又は国外にある資産に関し供与を受ける経済的な利益に係る所得

（債務の保証等に類する取引）

第百四十五条の十四　法第六十九条第六項（外国税額の控除）に規定する政令で定める取引は、資金の借入れその他の取引に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。）とする。

（内部取引に含まれない事実の範囲等）

第百四十五条の十五　法第六十九条第八項（外国税額の控除）に規定する利子に準ずるものとして政令で定めるものは、手形の割引料、第百三十六条の二第一項（金銭債務に係る債務者の償還差益又は償還差損の益金又は損金算入）に規定する満たない部分の金額その他経済的な性質が利子に準ずるものとする。

2　法第六十九条第八項に規定する政令で定める金融機関は、預金保険法第二条第一項（定義）に規定する金融機関、農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項（定義）に規定する農水産業協同組合、保険業法第二条第二項（定義）に規定する保険会社、株式会社日本政策投資銀行又は金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項（通則）に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）とする。

3　法第六十九条第八項に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一　次に掲げるものの使用料の支払に相当する事実

イ　工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの

ロ　著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）

ハ　第十三条第八号イからツまで（減価償却資産の範囲）に掲げる無形固定資産（国外における同号ワからツまでに掲げるものに相当するものを含む。）

二　前号イからハまでに掲げるものの譲渡又は取得に相当する事実

第百四十六条第一項中「第六十九条第十一項」に改め、「当該適格合併に係る被合併法人」の下に「である他の内国法人」を加え、「第六十九条第四項」を「第六十九条第十項」に改め、同条第二項中「第六十九条第五項」を「第六十九条第十一項」に、「）の分割等前三年内事業年度」を「）である他の内国法人の分割等前三年内事業年度」に改め、同条第三項中「第六十九条第五項」を「第六十九条第十一項」に改め、「係る被合併法人」の下に「である他の内国法人」を、「同条第一項から第三項まで」の下に「又は地方法人税法第十二条第一項（外国税額の控除）を加え、「）の規定に」を「）同法第七百三十四条第三項（都における普通税の特例）において準用する場合を含む。以下この項及び第六項において同じ。）の規定に」に改め、「第八十一条の十五第一項から第三項まで」の下に「又は地方法人税法第十二条第二項」を加え、「第六十九条第四項」を「第六十九条第十項」に改め、「係る分割法人等」の下に「である他の内国法人」を加え、同条第五項中「第六十九条第十一項」に改め、「係る分割法人等」の下に「である他の内国法人」を加え、同号イ中「第百四十二条第三項」を「第百四十二条第一項」に、「国外所得金額」を「調整国外所得金額」に改め、同項第二号中「係る分割法人等」の下に「である内国法人」を加え、「第六十九条第四項」を「第六十九条第十項」に改め、同号イ中「第百五十五条の三十第一号」を「第百五十五条の二十九第一号」に、「個別国外所得金額」を「個別調整国外所得金額」に改め、同項第三号中「係る分割法人等」の下に「である他の内国法人」を加え、同号ロ中「第三項まで」の下に「又は地方法人税法第十二条第一項」を加え、同項第四号中「係る分割法人等」の下に「である内国法人」を加え、同条第六項中「第六十九条第十項」に改め、同条第七項中「被合併法人等」の下に「である他の内国法人」を加え、同条第八項中「被合併法人等」の下に「である他の内国法人」を加え、「第九条の七第六項」を「第九条の七第八項（道府県民税からの外国法人税額の控除）」に、「同条第七項各号若しくは第八項各号」を「同条第九項各号若しくは第十項各号」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に、「第四十八条の十三第七項」を「第四十八条の十三第九項（市町村民税からの外国法人税額の控除）（同令第五十七条の二（法人の市町村民税に関する規定の都への準用等）において準用する場合を含む。）」に、「同条第八項各号若しくは第九項各号」を「同令第四十八条の十三第十項各号若しくは第十一項各号（これらの規定を同令第五十七条の二において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」に、「同条第十二項」を「同令第四十八条の十三第十四項（同令第五十七条の二において準用する場合を含む。）」に改め、「市町村民税の控除余裕額」の下に「若しくは都民税の控除余裕額」を加え、「第九条の七第七項各号若しくは第八項各号」を「第九条の七第九項各号若しくは第十項各号」に、「第四十八条の十三第八項各号若しくは第九項各号」を「第四十八条の十三第十項各号若しくは第十一項各号」に改め、同条第九項中「被合併法人等」の下に「である他の内国法人」を加え、「前条第一項から第四項まで」を「第百四十五条第一項から第四項まで（繰越控除対象外国法人税額等）」に改め、同条第十項中「前条第一項」を「第百四十五条第一項」に改め、同項第三号中「、第九項」を「、前項」に改め、同条第十一項中「分割法人等から」を「分割法人等である他の内国法人から」に、「第六十九条第六項」を「第六十九条第十二項」に改める。

第百五十条第一項中「第六十九条第八項」を「第六十九条第十四項」に、「同条第五項」を「同条第十一項」に、「）から事業」を「）である他の内国法人から事業」に改め、同条第二項中「被合併法人等から」を「被合併法人等である他の内国法人から」に改め、同条第四項中「同条第五項第二号」を「同条第十一項第二号」に改める。

第百五十条の二中「細目」の下に「並びに前節第二款（税額控除）」を加える。